

第3回（リーガル・テクノロジー）Ji2 ニュースメモ

弊社 Ji2 では弁護士事務所・法務・知財部の方々向けに、日本企業で使えるリーガルテクノロジー（法務技術）を簡単に読みやすいメモ形式で毎月発信させて頂いております。内容は、使える米国トレンドや、訴訟コストの削減、訴訟対応のベストプラクティス、電子情報開示の注意点、知って得するケース紹介など、リーガルテクノロジーの情報を弊社米国事務所より発信します。

【米国ケース】被告側に求められる電子情報開示コスト削減：Spieker 対 Quest Cherokee 社 (Hugo Spieker, et al., v. Quest Cherokee, LLC、2009 年カンサス)

石油の使用料支払いを巡って争われている訴訟。被告が「電子情報開示 (eDiscovery) 対象データへのアクセスには膨大な費用が掛かり、既に開示されている文書（紙・電子含む）と内容が重複する、および書面による質問 (interrogatory) や証言録取 (deposition) など他のディスカバリー手段の適用」などを主張したが、十分な根拠がないとして却下されたケース。

開示命令決断のポイントとなったのが、被告が見積もった E ディスカバリーコストである。被告の E ディスカバリーベンダーであるクロール社 (Kroll Ontrack) からは、対象 E メール処理に約 82,500 ドル、データの TIFF 化に 38,000 ドルが見積もられ、さらに被告によると、秘匿文書のレビューに弁護士費用 250,000 ドルが必要とされた。しかし、電子証拠開示 (eDiscovery) による過度の負担を申し立てた被告の主張は退けられ、電子情報開示を求める原告の 2 度目の申し立て (Motion to compel production) が認められた。

被告が E ディスカバリーコスト削減の十分な努力を怠ったという判断に基づく決定となった理由は、当初の命令申請段階で裁判所は、被告が新しく導入したばかりのソフトウェアおよび社内人員を使ったインハウス保全作業、および FRE (連邦証拠規則：Federal Rules of Evidence) 502 条を利用した秘匿文書レビュー費用による削減を両者に命じていた。それに対し、被告は従業員に E ディスカバリーの経験がないことや、通常業務時間外での作業が必要なことなどを理由に、社内処理は高コストになることを主張した。しかし、社内従業員の経験不足を理由に E ディスカバリーを免除された例はこれまでになく、裁判所は被告の本主張を説得力に欠けるとして退けた。また、当初開示要請段階で見積もられたこの数字が再申請段階でも全く修正されていない点を指摘し、被告側が E ディスカバリーコストによる過大な負担を主張することのみに終始し、コスト削減の努力を全く行っていないと批判し、被告に文書の開示を求める原告の申請 (motion to compel) を認め、該当文書の提出に関して両者の間で協議を進めることを命じた。

このケースは E ディスカバリーコストを削減するための企業努力は必要で、特に「社内訴訟対応プロセス構築」で、自社で E ディスカバリー処理・コントロールする部分はなるべく訴訟前に整備することが有効であることを教訓としている。

【米国】最新の社内訴訟対応プロセスとは：基本プロセス

基本的な訴訟対応プロセスは下記の訴訟対応フローを社内でも網羅する必要があります。最新プロセスの構築には、テクノロジーへの投資や社内教育なども発生しますので、なるべくすぐに陳腐化しないように、また法務・知財部が簡単に運用できるように設計します。

- 1) **データ管理&訴訟ホールド**： 訴訟に関するデータが存在する場所を特定できるデータ管理を行い、訴訟ホールドを実行するチームとシステム的手法を構築
- 2) **収集&保全**： 提出すべき証拠があるコンピューターを特定し、合法的に収集・保全するチームと手法（ツール使用方法など）を構築

- 3) 絞り込み： 収集したデータから不要なデータを削り、必要なデータのための絞り込みを行う
- 4) レビュー： 弁護士や知財・法務部でレビューを行い、証拠となる部分を提出できる状態にするチームを作成し、チームのトレーニングプログラム・作業内容を規定
- 5) 提出： 証拠としての提出文書の作成基準・作業内容を規定

【Ji2】訴訟/監査/監査時のデータ対応プロセス構築 スターターキットのご案内

Ji2では、「Eディスカバリー事前対応の社内プロセス構築」と「弁護士事務所・ディスカバリー業者への作業外注コントロール・プロセス構築」を目的としたスターターキットを販売開始しました。スターターキット導入のメリットは、社内訴訟プロセスを構築することにより、知財・法務部がEディスカバリープロセス全般にわたってコントロールすることが可能となり、訴訟対応コストの大幅削減が可能になります。この度、米国企業内の訴訟対応ツールで最も採用率が高いメーカー2社の日本語対応ツールの最新バージョンがリリースとなりましたので、それにあわせ年末までの期間限定・特別価格にてご提供させて頂いております。

■ Ji2 スターターキットへのお問合せは[こちらへ](#)

■ 弊社 Ji2 では「法務部・知財部の情報開示(Eディスカバリー) 対応簡易ガイド(1)-2009年8月版」を無料で送付させて頂いております。本ガイドでは、日本企業内でのEディスカバリー対応の米国スタンダードを日本語で紹介しております。入手ご希望の方は弊社 Ji2 担当保元までメールをお願いします。info@ji2.co.jp

『LegalTech in New York 2010 に出展します。』

訴訟関連のIT技(リーガルテクノロジー)の最大のイベントである LegalTech 2010 が、来年2010年2月1日から3日までニューヨークにて開催されます。Ji2では毎年恒例の LegalTech in NY に出展いたします。今年の2月に行われた LegalTech in NY 2009 も出展会社200社、来場者1万2千名余りと、ゴールドラッシュの再来とも言われた数年前とあまり変わらないほど不況知らずの盛況ぶりでした。この展示会の依然とした人気は、大量の電子文書証拠を訴訟対応のために処理するテクノロジーが、現代社会になくてはならないものになっているということだけではなく、不況時に大手企業が訴訟コスト削減に躍起になっていることを示していました。来場の際は是非、弊社のブースにお立ち寄りください。<http://www.legaltechshow.com/>

日本企業様向けに日本語でのEディスカバリー情報(電子情報開示)を米国より発信しております。

ぜひ一度ご覧ください。

[>> Ji2 eDiscovery ブログページ](#)

■ eDiscovery サービスへのお問合せは[こちらへ](#)

ニュースメモは毎月頭に弊社とお取引させていただいた方々や、セミナーで名刺交換させていただいた方々にお送りさせて頂いております。ご希望の方は info@ji2.co.jp までご連絡下さいませ。

今後とも是非、ニュースメモに目を通して頂きますよう宜しくお願いいたします。

発行・編集 Ji2, Inc. 11235 Knott Ave., Suite C, Cypress, CA 90630
Phone: 714-243-6121

